

特定技能外国人材制度における素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準の一部改正（案）について

令和5年7月7日
経済産業省
製造産業局
総務課

1. 改正の背景

- 先般、特定技能外国人材制度において、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野を含む全11分野を、特定技能2号の対象にする閣議決定を行いました。
- これに伴い、特定技能雇用契約の相手方となる機関に求める要件を規定するため、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を一部改正することとしました。

2. 具体的な内容

- 特定技能2号人材を受け入れられる事業所の要件を、現状の特定技能1号人材を受け入れる際の要件と同様に規定します。
- 特定技能外国人材を受け入れる事業所に求める要件として新たに①現場で必要な訓練及び研修を実施すること②特定技能2号在留資格取得に当たり必要となる実務経験証明書の交付を行うこと、を追加します。

3. 今後のスケジュール

令和5年7月7日～8月7日 パブリックコメント

令和5年8月下旬 施行